

貸金庫規定・全自動貸金庫規定改定のお知らせ

当行は、以下のとおり貸金庫規定および全自動貸金庫規定を改定いたします。

なお、本改定に加え2020年4月1日付で①お客さまの成年後見人等について法定後見が開始された場合の届出義務の新設、②約款（貸金庫規定・全自動貸金庫規定）変更を行う場合の手續の明確化に関する規定の改定も実施いたします。こちらにつきましては、別途公開しております「民法（債権法関係）の改定に伴う預金規定等改定」のお知らせをご覧ください。

このほかの事項につきましては、従前の貸金庫規定・全自動貸金庫規定がそのまま適用されます。

1. 改定要旨

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めた場合にこれに応じていただけないときには当行の判断で貸金庫を移転できることを明確化するものです。

2. 適用開始日

新規にご契約されるお客さま：2020年4月1日（水）

既にご契約されているお客さま：2020年4月17日（金）

※適用開始日以降、改定前よりお取引頂いているお客さまに対しても改定後の新规定が適用されます。

3. 具体的な改定内容

改定前	改定後
12.（貸金庫の修繕、移転等） 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	12.（貸金庫の修繕、移転等） <u>（1）貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</u> <u>（2）格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更に応じない場合、銀行の判断で貸金庫を移転できるものとします。</u>

※貸金庫規定・全自動貸金庫規定共通

以上